

1.経営戦略策定(改定)の趣旨と位置づけ

地方公営企業として、経営の安定性の確保や、独立採算の原則や受益者負担の原則及び負担の公平性の確保という観点から適正な水道料金のあり方や施設等の計画的かつ効率的な更新に取り組む必要がある。

計画期間：令和8年度から令和17年度までの10年間

2.事業概要

本町の簡易水道事業は、給水人口減少に伴う水需要の低迷により水道料金収入が減少を続ける一方で、管路や施設の老朽化による更新費用の増大など経営環境はますます厳しくなるものと見込まれている。

(1) 給水：給水人口は2,941世帯、3,874人（令和8年3月現在）町内人口の73.2%

(2) 施設：浄水場や配水池等の水道施設は104ヶ所、管路延長は約153km

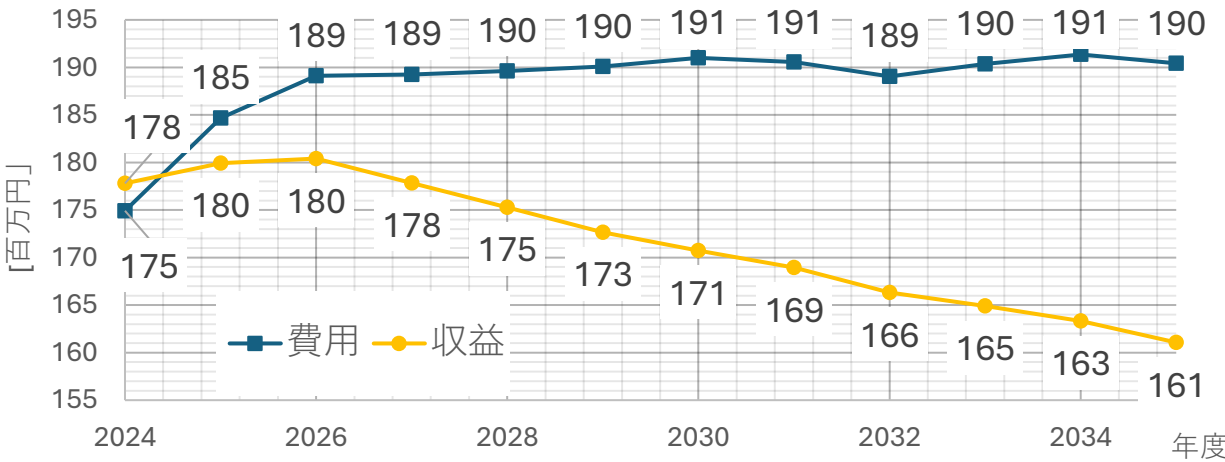
3.将来の事業環境

(1)料金収入予測:料金改定しなかった場合、人口減※に応じ、令和7年からの10年間で13,983千円(19.3%)減少

※「安芸太田町人口ビジョン（令和7年3月改訂）」における社会増減を均衡させたパターンを用いた場合

(2)費用の予測:物価高騰等を考慮に入れなかったとしても減価償却費により高止まり

現状のままでは、収益的収支の「費用」と「収益」の差は年々広がり見込まれている。



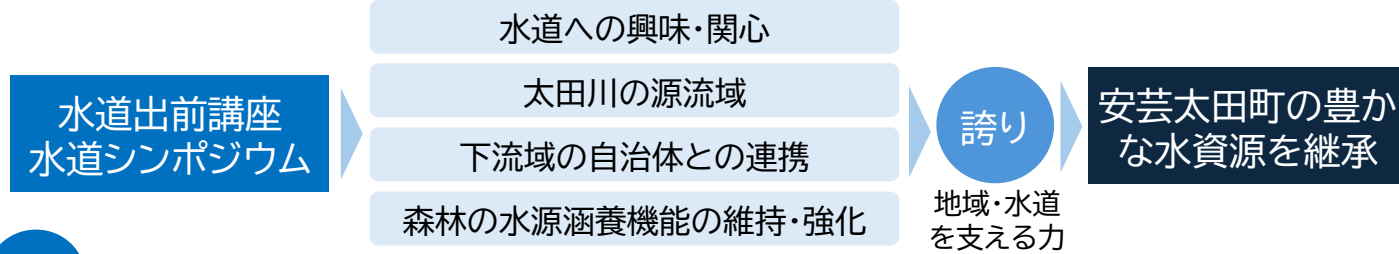
4.経営の基本方針

「将来にわたり安全な水を安心して飲める町」に向けて、ヒト・モノ・カネの三点について、次の事項を基本方針として定める。

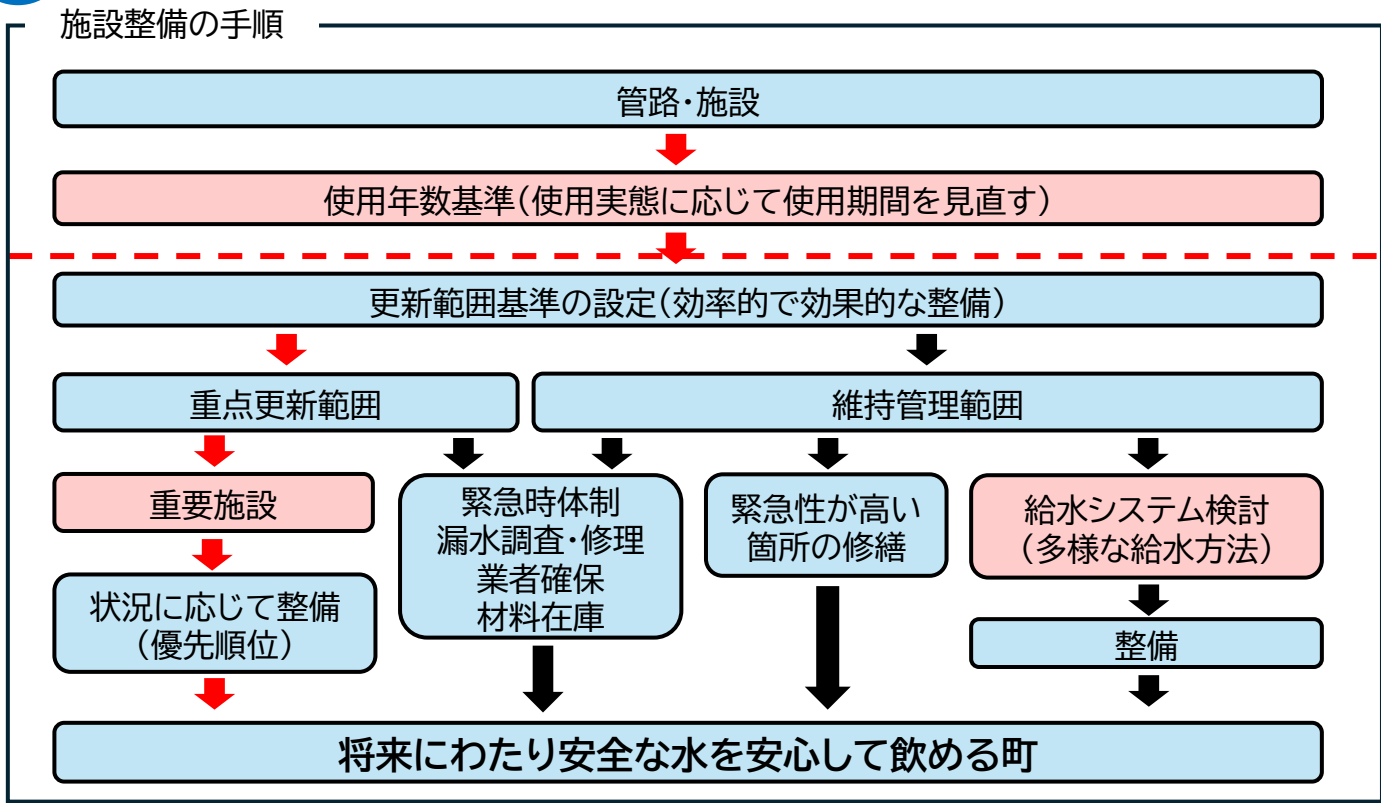
ヒト	モノ	カネ
■人材の確保・育成 ■住民との協働	■使用年数基準 ■更新範囲基準 ■多様な給水方法	■安定した収入確保 ■費用の削減
・水道業者の確保 ・職員の確保・育成 ・緊急時の対応 ・他市町との連携	・更新範囲の重点化(耐震化) ・多様な給水方法の検討 ・漏水対応(調査・修理)	・料金改定 ・他会計補助金ルール化 ・起債償還期間 ・業務の効率化 ・アウトソーシング

ヒト

- 人材の確保・育成
- 水道事業における人材不足は、現在全国的に深刻なものとなりつつある。職員や水道業者の確保・育成に取り組む。
- ・水道業者の確保…工事発注の平準化
 - ・職員の確保・育成…資格の取得や研修への参加
 - ・緊急時の対応…管材等の資機材確保他
 - ・他市町との連携…太田川流域水源涵養推進協議会等の連携体制
- 住民との協働
- 水道事業を持続可能なものとするためには、住民一人一人が、自分が住む町のライフラインである水道に対して、関心を持ち、現状を把握し、共に考えていくことが重要である



モノ



- 法定耐用年数から使用年数基準へ
- 水道施設・管路が実際に使用できる年数は、漏水事故の発生状況等から法定耐用年数より長いことから、使用年数基準を定め、将来の更新需要の平準化に取り組む。
- 更新範囲基準の設定
- ・更新範囲の重点化…重要施設に係る範囲を重点更新範囲として管路の耐震化等に取り組む。
 - ・維持管理範囲の対応…点検や補修を中心とした日常メンテナンスに力点を置く。

上下水道耐震化計画で定める重要施設

重要施設 (更新の終点)	系統の浄水場	系統の配水池 (更新の起点)	既設管路			更新 対象
			口径(mm)	看種	延長(m)	
安芸太田町役場	戸河内浄水場	戸河内第4配水池	Φ75～Φ150	ダクタイル鋳鉄管 DCIP	1,608	○
筒賀福祉センター	中央浄水場	中央第1配水池	Φ75～Φ200	ダクタイル鋳鉄管 DCIP	3,314	○
安芸太田病院	堀江浄水場	堀江第1配水池	Φ75～Φ150	塩化ビニル管 VP・HIVP	929	○
川・森・文化・ 交流センター	川北浄水場	川北配水池	Φ100～Φ150	配水用ポリエチレン管 HIPPE (※耐震管)	787	耐震 化済

■多様な給水方法の検討

本町は、小規模な水道施設が多く、給水区域が点在しているため、その特性を活かし、今後、稼働率の低下が見込まれる配水区においては、個別浄水装置の導入など、多様な給水方法について検討を進めることにより、トータルコストの最適化を図る。



■安定した収入確保

10年後の料金回収率を60%に維持するため、令和8年度と令和13年度に料金改定を予定しているが、経営状況を踏まえつつ、料金の適正化と経営の健全化に向けて不断の見直しを行う。令和8年度改定分は8月検針以降使用分から適用する。

●料金改定案 (1カ月あたりの料金)

※R13は試算額 (単位：円・税込額)

口径	基本料金／月 (10㎡・メーター使用料含む)			超過料金／㎡			20㎡／月使用の場合			1カ月あたり平均使用水量の場合			
	現状	R8 改定案	R13 改定案	現状	R8 改定案	R13 改定案	現状	R8 改定案	R13 改定案	平均使用 水量	現状	R8 改定案	R13 改定案
13mm	1,444	1,540	1,782	1カ月10㎡を 超えた1㎡あ たりの料金 165 209 253			3,094	3,630 (536up)	4,312 (1,218up)	13㎡	1,939	2,167 (228up)	2,541 (602up)
20mm	1,497	1,837	2,123				3,147	3,927 (780up)	4,653 (1,506up)	15㎡	2,322	2,882 (560up)	3,388 (1,066up)
25mm	1,507	2,145	2,486				3,157	4,235 (1,078up)	5,016 (1,859up)	19㎡	2,992	4,026 (1,034up)	4,763 (1,771up)
40mm	1,622	3,564	4,125				3,272	5,654 (2,382up)	6,655 (3,383up)	42㎡	6,902	10,252 (3,350up)	12,221 (5,319up)
50mm	2,639	4,972	5,753				4,289	7,062 (2,773up)	8,283 (3,994up)	157㎡	26,894	35,695 (8,801up)	42,944 (16,050up)
75mm	3,571	10,241	11,858				5,221	12,331 (6,890up)	14,388 (8,947up)	167㎡	29,476	43,054 (13,358up)	51,579 (21,883up)

【料金改定の要旨】

- 基本料金はメーター使用料を含めて口径別に設定する。基本水量10㎡/月は据え置く。
- 小口径（13mm、20mm）の上げ幅を低く設定し、使用水量が少ない世帯の急激な負担増加にならないように配慮する。
- 段階的に引き上げ、令和8年度と令和13年度の2回に分けて料金改定を行う。

■費用の削減

営業業務のインターネットによる給水契約の受付の他、スマートメーターの導入、施設の遠隔操作等のデジタルトランスフォーメーションの推進といった業務の効率化を進める。

5.投資・財政計画

(1)投資について

目 標	有収率:現状 54% → 令和17年度目標 70% 耐震化率(重要施設までの配水本管):現状 12%→令和17年度目標 100%
-----	---

使用年数基準を定めて更新需要の平準化を図ったとしても、全ての更新は財政的に困難なため、今後10年間は避難所等の重要施設への配水管更新を最優先に進める。

(2)財源について

目 標	料金回収率:現状 58% → 令和17年度目標 60%
-----	-----------------------------

料金収入の計画的な見直しにより、健全な収支バランスを目指す。また、施設整備等の費用については、国庫補助金、企業債等を活用し、一般会計繰入金の縮減に努める。

(3)今後検討予定の取組の概要

①投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

多様な給水方法	今後の水需要予測に基づき、個別浄水装置の導入等、多様な給水方法について検討を進める。
広域化	地理的特徴もあり他水道事業体との施設統合等は難しい状況はあるが、管材等の資機材の共同利用、DXの取組等、スケールメリットによる費用削減を踏まえて検討を行う。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	定型的な業務のアウトソーシングにより、業務の効率化や質の高いサービスが迅速にできるよう、費用対効果も含めて検討を行う。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	使用年数基準への変更等、一部反映させているが、更なる検討が必要である。

②財源についての検討状況等

料金	令和8年度と令和13年度に料金改定を予定しているが、安定的な経営を維持する観点から、その後も不断の見直しを行っていく必要がある。
企業債	世代間の負担の公平性や利率等を注視しながら、償還期間の延長と償還額の平準化を検討する。また、財政状況を踏まえて、借入額（事業費に対する借入割合）を検討する必要がある。
繰入金	基準外の繰入については、適正な運営の下で料金の引き上げや経営努力によっても、なお不足額が生じる場合に限定した上で、繰入額は最小限の範囲内に抑えることを基本とする。

6.経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

常に変化する社会環境に柔軟に対応するため、PDCAサイクルに基づく事業の進捗状況や目標の達成度を踏まえて、必要に応じて計画を見直し、更なる経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努める。

また、投資・財政計画においては、未反映の事項等により経営環境に変化が生じた場合は、料金改定後の事業の進捗状況などを踏まえた上で、適宜見直しの必要性を検討する。

